

平成23年度
当初予算
編成方針

平成22年10月

総務部 財政課

目 次

		P - 2
I 国の動向		P - 3
1 平成23年度予算の概算要求にあたっての基本的方針		
2 平成23年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】		
II 県の動向		P - 4
長崎県の財政状況		
III 雲仙市の財政状況		P - 4
1 歳入		
2 歳出		
3 その他		
IV 「予算刷新改革」の本格実施		P - 6
V 平成23年度の基本方針		P - 7
1 平成23年度の取り組みと雲仙市総合計画の実現		
2 予算編成の基本理念		
3 雲仙市行政改革大綱に基づく行財政改革の実践		
VI 平成23年度の予算要求		P - 8
1 基本的事項		
2 平成23年度の予算要求枠		
3 歳入に関する事項		
4 歳出に関する事項		
5 特別会計に関する事項		
6 注意事項		
7 その他（各項まとめ分）		
VII 予算資料		P - 21
資料1	歳入歳出の状況（歳入）	
資料2	歳入歳出の状況（歳出：性質）	
資料3	歳入歳出の状況（歳出：目的）	
資料4	基金・起債残高の状況	
VIII 決算資料		P - 25
資料5	歳入	
資料6	歳出：性質	
資料7	歳出：目的	
資料8	各種財政指数の状況	
IX 予算要求添付資料		P - 29
様式1号	予算査定資料	
様式2号	光熱水費・燃料費 明細書	

I 国の動向

1 平成23年度予算の概算要求にあたっての基本的方針

国の平成23年度予算については、政権交代後の初めての本格的な編成であり、「新成長戦略」（平成22年6月18日に閣議決定）等を踏まえ、「財政運営戦略」（平成22年6月22日に閣議決定）に基づき、配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、「新成長戦略」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上の実現を目指すべく、「元氣な日本復活特別枠」を設定し、以下の「組換え基準」が定められました。

元氣な日本復活特別枠

(1) 「元氣な日本復活特別枠」の設定

デフレ脱却を含めた経済成長の実現、国民生活の安定・安全、「新しい公共」の推進など、元氣な日本を復活させるための施策に1兆円程度を見込み、できる限りこの特別枠の規模を大きくするためムダづかいの根絶や総予算の組換えに政府をあげて徹底的に取り組む。

(2) 各省の「要望」

① マニフェストの実現

② デフレ脱却・経済成長に特に資する事業

③ 雇用拡大に特に資する事業

④ 人材育成、国民生活の安定・安全に資する事業

(3) 配分（「政策コンテスト」の実施と「努力評価制度」の導入）

現在、この方針に基づき、各省庁において再要求の作業が進められております。

地方公共団体関連では、共通事項として「地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等」、「国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等」及び「国と地方公共団体の財政負担の適正化」などが各省庁に要請され、地方の自主性・自立性の強化を図り、財政健全化が謳われ、より権限委譲が推進される見通しです。

さらに、予算編成の根本的な方針及び手法が従前と全く異なっていることから、現段階では、確実性が見込めないものが多い状況にあります。

したがって、各部署とも、国や県の動向を注視するとともに、国県からの通知・指示等があった場合は、財政課との協議を十分に行ない、予算要求をしていただく必要があります。

特に、公共事業関連につきましては、削減の方針を示されておりますが、削減対象となる事業等が明確になった時点において、予算の減額等の調整を行なわなければならないことも想定されますので、ご注意ください。

2 平成23年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

総務省が8月に公表しました「平成23年度地方財政収支の8月仮試算」によりますと、歳入においては、地方特例交付金は減が見込まれ、歳出においては、社会保障費の増により一般行政経費が増となる一方で、給与関係経費は減が見込まれており、地方財政収支の総額では、前年度比**0.3%の増**と見込まれています。

① 歳入

地方税 0.4%、地方特例交付金△0.2%、地方債△0.4%

地方交付税 0.0%

【一般財源 0.0%】

② 歳出

一般行政経費 2.0%、給与関係経費△0.5%、投資的経費△0.1%

【一般歳出計（公債費等を除く） 0.4%】

II 県の動向

長崎県の財政状況

長崎県は、去る9月、平成23年度から平成27年度までの5年間の中期財政見通しを発表しました。その中で、行財政改革への取組として、「収支改善対策」(H17～21)、「行財政改革プラン」(H18～22)、さらに「収支構造改革」(H20～22)に基づき、平成17年度から22年度までに、合わせて約789億円の収支改善を行うことにより、持続可能な財政の健全性を維持してきたとされています。

また、今後の財政運営に当たっては、今回の中期財政見通しを踏まえ、平成22年度に策定する「**行財政改革プラン**」に基づき、より一層の行政コストの縮減を進めるとともに、今後増加が見込まれる社会保障関係費等に適切に対応するため、安定的な基幹税の充実を図り、国に対しては、地方交付税の充実・総額確保等を強く要請するとされております。

III 雲仙市の財政状況

1 歳入

① 地方税

地方税が歳入に占める割合は、平成21年度決算において、**11.9%**に留まっており、前年度比2.0%の減で、相変わらず弱い財政基盤となっています。

景気については、国のさまざまな施策により、若干の持ち直しの動きは見られるものの、経済不況の影響などにより、さらに地方税の減収が見込まれることから、総務省は平成23年度から平成25年度を対象とする「中期財政フレーム」の策定に取り組み、その中には、今まで先送りされてきた「抜本的な税制改革」が大きく謳われておりますが、地方にとって確実な自主財源確保へとつながるのかまだまだ不安視される所です。

② 地方交付税（臨時財政対策債を含む）

平成21年度の決算で見ると、交付額の振替である臨時財政対策債を合わせた地方交付税は、歳入全体の45.0%となっており、平成21年度の臨時的収入である地域活性化臨時交付金を差し引いた通常の歳入予算と比較すると、**ほぼ2分の1を占める重要な収入**であり、年々地方交付税への依存度が大きくなっている状況にあります。

平成22年度の普通交付税算定額（臨時財政対策債を含む）は、対前年度比約12億円、9.4%の増となりましたが、これは、「子ども手当の創設」に伴う社会福祉費の増（2.2億円）、公債費の増（3億円）及び「がん検診事業」の移行に伴う保健衛生費の増（2.3億円）などによるものです。

また、「地域雇用創出推進費」は廃止され、新たに「雇用対策・地域資源活用臨時特例債」が新規費目として追加されましたが、大きな財源として期待できるものではなく、相変わらず厳しい状況です。

③ 基金（財政調整基金、減債基金）

平成21年度末の財源調整のための基金（財政調整基金及び減債基金）残高は、68.5億円ですが、平成22年度の当初予算において、14億円の基金取り崩しを行わなければ、財源不足を埋めることが出来ませんでした。

中期財政計画で示しているように、合併に係る財政上の特例措置期間（平成27年度）終了後を見据えると、同期間中に一定規模の財源調整のための基金を確保しなければなりませんので、今後できるだけ、取崩し額の圧縮を図るとともに、可能な限りの積み立てを行なっていく必要があります。

④ 合併特例債

合併年度及びその後10年度以内に活用できる地方債で、本市は平成27年度までに292億を上限として発行することができます。

新市建設計画に基づく『合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業』や『合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業』に活用することができ、充当率95%、元利償還に対する交付税措置70%と、大変有利な起債です。

ただし、あくまでも起債ですから、後年度の償還（10年返済を予定）による本市財政への影響を十分考慮し、計画的な活用が求められることから、平成21年度までの発行額は、限度額に対して31.0%に留まっており、中期財政計画においての最終発行額は57.7%に留まる見込となっています。

2 歳出

- ① 三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助金の減少などにより、本市においての影響額は約12億円の減収で、投資的経費（建設工事費等）を中心として、予算規模の縮小を図ってきました。

また、原油高騰や景気の急激な後退等に対応するため、市単独の農林水産業対策・中小企業支援対策等の実施、国の緊急経済対策に伴う活性化事業の実施等により、20年度及び21年度の予算規模は拡大しましたが、あくまでも臨時的な財源であり、今後も単独の対策費を検討しなければならない一方、高齢化に伴う社会保障関係費の増加等への対応も迫られてきます。

- ② 合併前、主に基金取崩金と起債を原資として施設整備等の大型投資事業を行ってきました。また、本市が構成団体の一員である一部事務組合においても大型投資事業が行われております。今後、これらの事業により整備した施設の維持管理及び起債償還に係る財政負担が増加してまいります。

3 その他

- ① **合併による行財政基盤強化の成果として、時代に即応した施策、迅速な事業の展開などが強く求められています。** 厳しい財政状況下であり、現状の行政サービスを維持することさえ困難な面もありますが、権限移譲等による新たな業務、合併に伴う事務・事業の統合及び電子自治体化などに適切に対応していく必要があります。

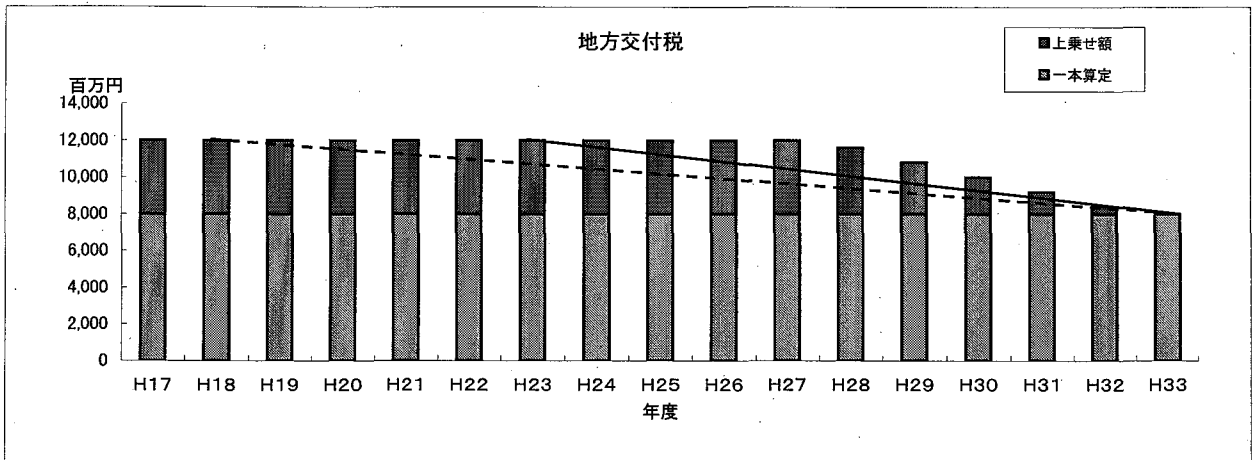
- ② 少子高齢化社会の到来や高度情報化の進展、環境問題への関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に伴い、市民の行政ニーズはますます複雑・多様化しています。
今後も歳入の減少傾向が続くと見込まれる中、住民サービスの低下を招かないよう、**安定した財政運営を継続できる柔軟な財政構造実現に向けて、遊休資産の活用や広告料収入などを始めとした、新たな財源確保に努めるとともに、各種事業や補助金等については、常に、必要性、効率性、有効性等を検証しておく必要があります。**

IV 「予算刷新改革」の本格実施

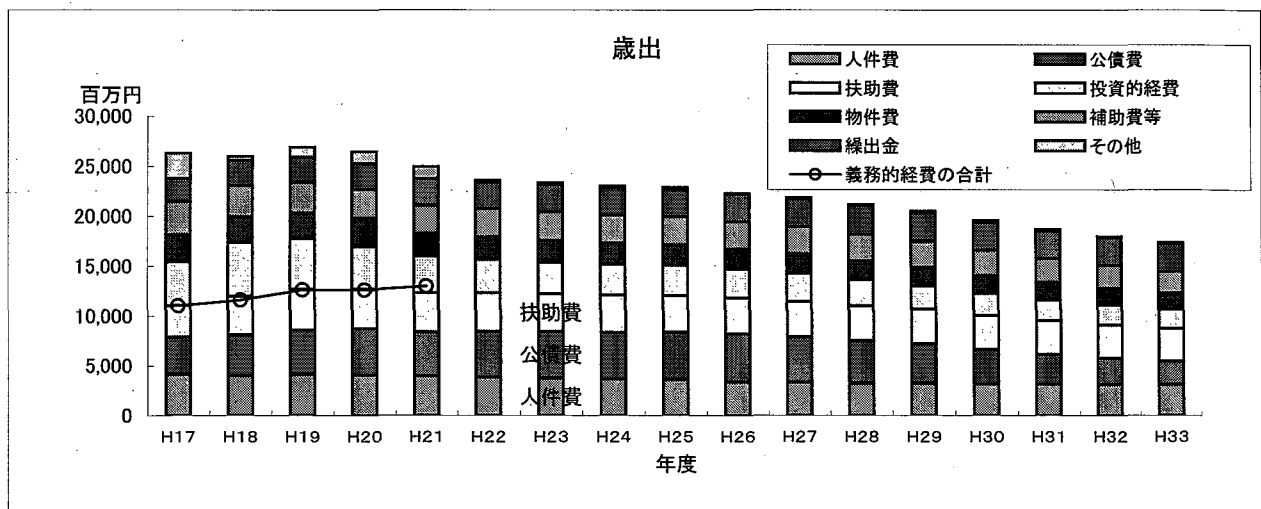
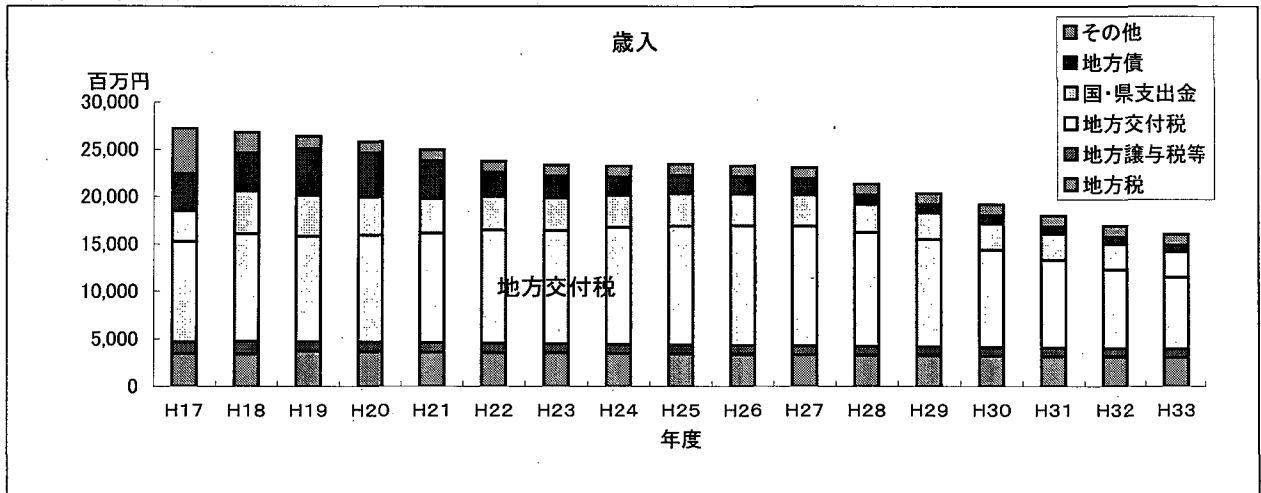
中期財政計画に基づき、合併特例期間終了後を見据え、シーリング制度など予算削減に取り組んできましたが、なかなか予算総額を縮減できない状況が続いています。

合併後5年経過し、いよいよここで本腰を入れなければ、住民サービスの急激な低下をもたらす恐れがあるため、**厳しい「選択と集中」**になることを認識していただき、**勇気を持って、実行に移すべく、平成23年度を「予算刷新改革」の本格的なスタートとして掲げ、**長期的な視野にたって、徐々にさらなる予算削減に取り組んでいかなければなりません。

合併特例措置



中期財政計画



V 平成23年度の基本方針

1 平成23年度の取り組みと雲仙市総合計画の実現

市民と行政が一体となって策定しました『雲仙市総合計画』では、雲仙市の将来像を『豊かな大地・輝く海とふれあう人々で築くたくましい郷土』と掲げ、将来像を実現化させるため、

- ① みんなでつくるまちづくり
- ② 快適で住みよい暮らしづくり
- ③ 笑顔いっぱい健康と福祉づくり
- ④ 力強い産業と仕事づくり
- ⑤ 新しい観光・交流による活力づくり
- ⑥ 明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり

の6つの『基本方針』を設定しています。

この総合計画の前期基本計画期間は、平成19年度から23年度までの5カ年間となっており、平成23年度を前期の目標年度と位置づけています。

前期計画期間の最終年度となります平成23年度においても、厳しい状況の中ではありますが、前期目標の達成に向けて、引き続き更なる総合計画の推進等に努める。

① 『総合計画特別推進枠』の設定（一般財源ベースで2億円程度）

総合計画に基づく事業で、新規に取り組む事業や、拡充、前倒し等を行う事業を図るための一般財源ベースで2億円程度の特別枠を設け、総合計画や住民サービスの向上を目指します。（前期最終年度となるため、政策企画課から配布された進捗状況等を参考に予算編成に取り組む。）

② ゼロ予算事業（歳出予算を伴わない事業）の実施

職員の英知と大胆な発想を結集し、取り組んでまいります。

③ 『選択と集中』、スラップアンドビルドの徹底

持続可能な行財政体制を構築するため、各部局が「予算重点化方針」を定め、自主的、主体的に事務・事業の見直しに取り組むものとします。

見直しに当たっては、事業効果が低いと判断される事業については可能な限り縮小・廃止を図るとともに、計上する事業（新規事業を含む。）については、 $+α$ （プラスアルファ）のアイデアを加え、事業効果（市民の満足度）をさらに高めるよう努めるものとします。

2 予算編成の基本理念

- ① 総合計画に基づく、効果的・効率的な予算編成
- ② 常に経営感覚を持った予算編成
- ③ 地域等全エリアの視点に立ったバランスの取れた予算編成
- ④ 縦割り行政といわれることのない、常に横との連携を図った予算編成

3 雲仙市行政改革大綱に基づく行財政改革の実践

平成19年3月に策定した行政改革大綱及び集中改革プランを実践しているところではあるが、定員適正化計画により今後も職員を削減せざるを得ない中、既存事業の必要性・事業効果等について検証し、各事業について

- ・「本来、市でやるべき事業」
- ・「民間で出来る事業」
- ・「市民の皆さんに行っていただく事業」

との区分を精査し、事務事業の削減に努めること。

VI 平成23年度の予算要求

1 基本的事項

① 『総合計画事業』への取り組み

『総合計画特別推進枠』については、2（P. 9）に示す予算要求枠とは別枠で設けるものであることから、要求にあたっては、様式1号「予算査定資料」の記入要領を参照のうえ、基本方針－政策－主要施策を明確にすること。

② 『ゼロ予算事業（歳出予算を伴わない事業）』への取り組み

ゼロ予算事業については、昨年度と同様に課、局及び総合支所単位で取り組むこと。（継続を含む）また、申請については様式1号により行うこと。

③ 歳入歳出の的確な把握

年間を通じて予測される全ての収入、支出を的確に積算し、年間予算として要求を行うこと。単に前年度をコピーした予算要求は受け付けない。

④ 特定財源の確保

事務事業実施に必要な経費については、有利な特定財源の導入に努め、一般財源の充当をできる限り抑制すること。

⑤ 管理運営費の適正化

各種公共施設の管理運営にあたっては、運営費の削減、適正な使用料等の確保により、その収入の増を図ると共に、指定管理者制度への移行など抜本的見直しを図ること。

⑥ 国県補助事業の廃止・縮小等への対応

国及び県において既存の国・県補助（負担）事業が廃止、縮小または補助率の変更等あった場合は、代替の財政措置が明らかなものを除いて、漫然と一般財源で対応せず、事務・事業も廃止・縮小すること。

⑦ 行政評価制度の活用

平成20年度から導入している行政評価制度に則り、市民本位の効率的で質の高い行政サービスの実現に向け、市が関与すべき範囲の適正化や優先すべき事業の重点化等を図り、成果重視の行政運営を目指した予算要求及び査定を行うこととする。

⑧ 予算流用について

流用については、執行状況などを十分に把握し、特に前年度に科目を新設して流用を行ったものについては、要求もれがないよう十分確認を行うこと。

⑨ 過疎債について

「過疎地域自立促進特別措置法」が平成28年3月末まで延長となりました。平成23年度からはソフト事業も追加され、より柔軟にはなっているものの、十分検討が必要である。

⑩ 各部局における「予算重点化方針」の策定（別冊：予算要求枠の通知）

各部局内において、総合計画に基づき各事業を実施しているが、今後は、目標・ビジョンを持って、部局内の意識統一の下、将来の予算を念頭におきながら実施する必要がある。

平成23年度当初予算編成からは、各部局内での取り巻く状況を理解し、ビジョン・戦略を持った共通の組織目標を掲げ、予算削減に向けた取り組み計画に基づき、各事業の実施に当たっていただくよう「予算重点化方針」を策定する。

⑪ 「インセンティブ予算制度」の導入（P. 15～21）

平成22年度予算からインセンティブ制度を導入します。予算執行段階において職員の創意工夫による経費の節減、収入の確保及び増収を図り、予算は「使い切り」ではなく「限度額」であることを共通認識としてとらえ、コスト意識の向上を目指す。

また、次年度への付与額確定となった予算は、ある程度の自由裁量があるため、今まで予算化したくてもできなかった事業に充当でき、職員のモチベーション向上にもつながる。